米国CPSC:eFilingに関する最終規則を承認

2024年12月18日、米国消費者製品安全委員会(CPSC)は、規制対象の輸入消費者製品に関する 証明書情報を電子申請する eFiling制度を導入するために、16 CFR 1110「適合証明書」の最終規則を 承認しました。この規則は、官報に掲載された日から18ヶ月後に発効します。外国貿易地域(FTZ)に輸入 され、その後米国市場に上市される消費者製品については24か月後に発効されます。

CPSCの新たなeFiling制度は、規則が定める義務的安全基準の対象となる全ての輸入消費者製品に適用されます。 証明書が必要な対象製品の輸入業者には、以下の電子データを提出することが義務付けられます。

- ・ 製品の識別
- 適用した安全規則
- 製造日
- 製造地
- 適合証明のために試験を実施した日付
- 試験を実施した試験所
- 試験結果を保持する者の連絡先

eFilingの義務化に向けた社内システムの構築や、構築したシステムをテストすることを目的として、自主的にeFilingに参加することができます。対象となる企業は早めにeFilingに慣れるために、<u>efilingsupport@cpsc.gov</u>まで、参加をリクエストすることが推奨されています。

SGSは、CPSC登録を受けた試験所を多くの国に有する世界有数の試験、検査、認証サービス業として、お客様が今後の eFiling要件に対応されるための様々なソリューションを提供しています。米国で対象製品を販売されるお客様は、是非当社へ お問い合わせください。

- 証明書データの手動アップロードサポート
- 複数の証明書のCSV一括アップロードサポート
- APIによる自動アップロード

対象製品の例

- アパレル製品: 16 CFR 1610, 16 CFR 1611, 16 CFR 1615, 16 CFR 1616
- マットレス: 16 CFR 1241, 16 CFR 1632, 16 CFR 1633
- カーペット、ラグ: 16 CFR 1630, 16 CFR 1631
- 子供用玩具: 16 CFR 1250 (ASTM F963), 16 CFR 1506
- ヘルメット: 16 CFR 1203
- 鉛を含有する塗料および表面コーティング: 16 CFR 1303
- フタル酸: 16 CFR 1307

対象製品一覧はこちら:

子供用製品: Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate | CPSC.gov

一般製品: Rules Requiring a General Certificate of Conformity (GCC) - General Use/Non-Children's Products | CPSC.gov

お気軽にお問い合わせください:

SGS ジャパン株式会社

コネクティビティ&プロダクツ

Tel: 050-1780-7910

メール:JPSLHL@sgs.com

